

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
1	居宅サービス計画作成依頼	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書は、数日後の日付でも受け付けるか。	届出日と同じ月であれば、先の日付でも受け付けます。なお、過去分については、届出日より前の月分でも受け付けます。		
2	居宅サービス計画作成依頼	月の途中で要支援から要介護に変更になり、居宅介護支援事業所と新たに契約して介護給付のケアプランを作成したが、その月は途中から入院した為、利用したサービスは要支援のみだった。同月に居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の届出はするか。	介護サービスを利用開始する月に提出してください。要支援でのみサービスの利用がある場合、給付管理票は地域包括支援センターが作成します。その月に介護サービスの居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出すると、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費の請求ができません。地域包括支援センターと連携を取り、対応してください。地域包括支援センターは市へ連絡をお願いします。		
3	居宅サービス計画作成依頼	「要介護」→「要支援」→「要介護」となったときの居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の取扱いは。	<p>「要介護」だった被保険者が、更新申請の結果「要支援」となり、要支援認定開始日に新規申請を行った結果、従前と同じ居宅介護支援事業所が給付管理を行う場合であっても、居宅サービス計画作成依頼届出書の再度提出が必要となります。</p> <p>【例】</p> <p>①「要介護1 R3.4.1～R4.3.31」 更新申請の結果②「要支援2 R4.4.1～R6.3.31」 R4.4.1付けで新規申請、結果③「要介護1 R4.4.1～R5.3.31」となった場合、居宅サービス計画作成依頼届出書の提出が必要。 また、②の際に支援事業所の登録がされていない場合、③での初回加算は算定できません。</p>		
4	居宅介護支援費	<p>次のような場合、支援費の算定はどのように行うのか。</p> <p>①月の途中で居宅介護支援事業所の変更があった場合 ②月の途中で利用者が他の市町村へ転出した場合 ③月の途中で利用者の要介護度に変更があった場合 ④月の途中で利用者が施設入所または死亡した場合 ⑤ケアプランを作成したが、月中にサービスの利用実績がなかった場合</p>	<p>①月末時点での居宅介護支援を行い、給付管理票を提出する事業所のみが算定可能です。</p> <p>②転出前後の市町村双方で支給限度額を管理することから、それぞれの市町村の担当事業所がそれぞれ給付管理票を作成し、居宅介護支援費を算定します。</p> <p>③月末時点での要介護度区分に応じて算定します。なお、区分支給限度基準額については、高い方の要介護状態区分を適用します。変更申請中における当該月の報酬は、要介護状態区分の結果が出た月の翌月請求で行います。</p> <p>④施設入所または死亡した時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を提出する事業所が算定します。</p> <p>⑤給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は算定できません。</p>		

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
5	居宅介護支援費	居宅介護支援費の計算にあたり、介護予防支援の委託を受けている場合、古い順に並び替えとはどのように行うのか。	契約年月日に係わらず、介護予防支援の件数を1/2した数(契約日の古い順、同一日なら介護度の高い順)に居宅介護支援の数の順に並び替えます。 なお、総合事業の介護予防マネジメントの件数は含めません。		
6	初回加算	初回加算における「新規」の考え方はどのような時か。	初回加算における、新規にケアプランを作成する場合の「新規」は、契約の有無に関わらず、「当該利用者について、過去2か月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援費が算定されていない場合に、当該利用者に対してケアプランを作成した場合」を指します。 よって、契約期間中に短期間で施設への入退所を繰り返していた場合等、在宅復帰時にアセスメントを経てケアプランを作成したとしても、2か月以内の場合は初回加算は算定できません。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12老企第36号) 解釈通知 第3-9	
7	特定事業所加算	算定要件にある「利用者情報やサービス提供上の留意事項の伝達等を目的とした会議(概ね週1回)」は、具体的にどのような内容である必要があるか。	当該定例会議については、少なくとも次のような項目が必要となります。 議事録を作成し、保管してください。 ・困難ケースについての具体的な処遇方針 ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針 ・地域の事業者や活用できる社会資源の状況 ・保険医療及び福祉に関する諸制度 ・ケアマネジメントに関する技術 ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 ・その他必要な事項	解釈通知 第3-11-(3)-③	

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
8	特定事業所加算	算定要件にある「計画的な研修」は、具体的にどのようなものか。	「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系とその研修を実施するための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について、それぞれに経験年数や基礎資格等が異なることから、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等について、個々に適切な研修計画を毎年度少なくとも次年度が始まるまでに、次年度分の計画を立てている必要があります。	解釈通知 第3-11-(3)-⑥	
9	特定事業所加算	算定要件にある「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等」は、具体的にどのようなものか。	各地域包括支援センターが実施している研修会、勉強会を含むものであり、事例検討会に限定されるものではありません。地域ケア個別会議も「事例検討会等」に該当します。		
10	特定事業所加算	算定要件にある「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」は、具体的にどのようなものか。	他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市町村や地域の職能団体等と共同して実施した場合も対象となります。 【例「香取市介護支援ネットワーク会議」や「ケアマネジャー連絡会」等】 なお、2法人以上が参画しているものを指し、参加人数や規模、頻度等についての具体的な規定はありません。	解釈通知 第3-11-(3)-⑪ H30介護報酬改定に関するQ&A vol.1	
11	入院時情報連携加算	①必要な情報を提供する「〇日以内」の教え方について、入院日の翌日を1日と数えるのか。 ②情報提供の方法について、FAXにて送信し、先方が受信したことを確認できれば算定してよいか。	①入院日当日を1日目と数える。また、日祝祭日や事業所の休日等に例外規定はありません。 ②FAX等による情報提供の場合にも、事業所側が送信したことを確認するのみでなく、先方が受け取ったことを確認してください。なお、確認したことについて、居宅サービス計画等に記録してください。	H30介護報酬改定に関するQ&A vol.1	

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
12	退院・退所加算	退院・退所加算をカンファレンスで算定する際の会議出席者は。	<p>病院又は診療所とのカンファレンスを加算として算定するためには、診療報酬の「退院時共同指導料2の注3」の要件を満たすものとされています。</p> <p>①入院中の保険医療機関の保険医又は看護師                  ②在宅療養担当医療機関の保険医又は看護師                  ③保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士                  ④保険薬局の保険薬剤師                  ⑤訪問看護ステーションの看護師等                  ⑥ケアマネジャー</p> <p>⇒例として、①と⑥、さらに②から⑤のうちいずれか2者以上と共同して行った場合に算定できます。</p>	<p>解釈通知                  第3-14-(3)-①</p>	
13	退院・退所加算	カンファレンスに参加した場合に添付する「利用者又は家族に提供した文書の写し」とは、具体的に何か。	<p>診療報酬の退院時共同指導料の算定でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指します。</p> <p>また、カンファレンスに参加した場合の記録については、支援経過(5表)の他にサービス担当者会議の要点(4表)の活用も可能です。</p>	<p>R3介護報酬改定                  Q&amp;A vol.3</p>	
14	通院時情報連携加算	算定要件として、「ケアプランに記録した場合」とは具体的にどのように記録するのか。	<p>以下のとおり例示します。</p> <p>①アセスメントで、診察室においてケアマネジャーが付き添い受診をする必要がある旨を記載する。                  ②利用者に同席する旨を説明する。また、同席が診療の遂行に支障がないかを事前に医療機関に確認し、これらの経過を記録する。                  ③居宅サービス計画書(2表等)に課題・目標・サービス内容等に、ケアマネジャーによる連携がなされることを位置付ける。                  ④受診時の様子ややり取りした内容を支援経過等に記録する。</p>		

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
15	短期入所サービス	【有効期間の半数を超える短期入所サービス】 短期入所サービスの利用日数が要介護認定の有効期間の半数に達する前に申請書等を提出する必要があるか。	香取市では申請書等の提出は不要です。 当該サービスは居宅での利用者の自立した日常生活の維持又は家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのサービスであるという趣旨のもと、法令等を遵守し、当該サービスの利用が必要な根拠を居宅サービス計画へ位置付ける等、適切なケアマネジメントを行った上でサービスを利用してください。 なお、計画を作成するにあたり、短期入所サービスの利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し、必要最低限にとどめてください。また、以下の点に留意してください。 ①やむを得ない事情等により、自宅での生活は望めないのか。 ②短期入所以外のサービス提供は望めないのか。 ③特別養護老人ホーム等の入所待機状態か。特定の施設のみでなく、複数の施設の入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。 ④現在の介護度が適正か。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(H11厚生省令第38号) 第13-21	
16	訪問介護	【訪問介護の回数が多いケアプラン】 頻回な訪問介護のケアプランを作成した場合はどうすればよいか。	香取市HP内、「訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプランの届出について」を参照してください。		
17	訪問介護	【同居家族等がいる場合の生活援助】 同居家族等がいる場合の訪問介護サービスの生活援助の取扱いは。	同居家族等がいる場合は原則生活援助を行うことはできませんが、同居家族等がいることのみを理由とし、一律に「生活援助」を算定できないと決めつけるのではなく、介護支援専門員が利用者や家族の生活実態等を勘案し、適切なアセスメントを行い、居宅サービス計画に位置付けたものに関しては算定することができると考えます。 なお、同居家族がいる場合における「生活援助中心型」を単独で算定する場合のみならず、身体介護との組み合わせの場合でも、原則生活援助を行うことはできません。サービス担当者会議において、本人ができること、出来そうなこと、同居家族ができること、別居家族ができること及びインフォーマルで対応できることを十分アセスメントした上で、介護保険サービスでの利用の必要性の有無を検討し、必要と判断した場合は、必要な支援の内容と必要量についても検討し決定してください。		
18	重要事項説明書、利用票等	重要事項説明書及び契約書に署名・押印は必要か。	事前に利用者等の承諾を得た上で実施する電磁的方法による場合を除いては、利用者及び事業所の保護の立場から署名又は記名押印による方法が望ましいと考えられますので、適切に対応いただくようお願いいたします。 なお、書面での契約時、「印」等の標記を設けないことにより、署名のみで対応可能ですが、利用者と事業所の保護の観点から、必ず説明を十分に行い、理解を得るようようにしてください。 書面による方法、電磁的方法のいずれの方法においても、契約の意思が確認でき、記録として残せることが重要であると考えます。		

## 香取市居宅介護支援事業所向けQ&A

No.	キーワード	質問	回答	参考省令等	更新日
19	ケアプラン	<p>【ケアプランの同意】 居宅サービス計画書の同意について署名・押印は必要か？</p>	<p>事前に利用者等の承諾を得た上で実施する電磁的方法による場合を除いては、利用者及び事業所双方の保護の立場から署名又は記名押印による方法が望ましいと考えられますので、適切に対応いただくようお願いいたします。</p> <p>サービス内容について利用者の同意の確認が必要な為、署名は必ず必要です。標準様式では示されていませんが、居宅サービス計画書第1表等の空白を利用し署名欄を設け、利用者から署名をいただくようお願いいたします。</p> <p>電磁的記録によらない場合で、同意について、第5表支援経過のみに記載している場合は、署名を必ず得るようにしてください。</p> <p>書面による方法、電磁的方法のいずれの方法においても、契約の意思が確認でき、記録として残せることが重要であると考えます。</p>		
20	ケアプラン	<p>【ケアプランの同意】 居宅サービス計画書第6表について、居宅支援事業者が保存するサービス利用票(控)に、利用者の確認を受けるとあるが、利用者の同意はどのように得ればよいか。</p>	<p>介護保険最新情報vol.958で示されたケアプラン標準様式の第6表に利用者確認欄はありませんが、従前の取扱いと同様に余白等を活用して署名や押印等により同意を得てください。</p>		